

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190418製局第1号
平成31年4月24日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

交付金の還付に係る運用について

自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「省令」という。）第26条から第29条までの規定の運用を次のように定め、令和元年5月1日から実施するので、その要領にしたがって実施するようお願いします。

また、平成26年7月15日付け20140618製局第5号「交付金の還付に係る運用について」は、廃止します。

1. 省令第26条の収入の額等の算定方法について

省令第26条第1項の収入及び第2項の支出については、次に掲げるものが含まれるものとする。

○省令第26条第1項第1号「競輪の開催による収入」

款	項	目	目細	摘 要
入場料				
車券発売金額	場内車券発売額			
	場外車券発売額	場間場外発売額		
		専用場外発売額		
	電話投票車券発売額			

車券発売副収入	払戻金端数切捨収入			
	勝者投票事故収入	誤計算収入		
		その他		
	雑収入	時効収入		
		その他		日雇健保被保険者負担金、日雇労働者雇用保険料納付金、売店電気使用料、売店水道使用料等
施設貸付等収入	施設貸付収入			売店、駐車場等、競輪開催に伴う施設使用料
	開催経費負担金収入			重勝式レース共同開催に伴い、重勝式車券を発売した施行者から支払われた負担金

○省令第26条第1項第2号「自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条第2号に規定する事務の受託に係る収入」

款	項	目	目細	摘要
開催外収入	競輪事業収入	場間場外発売関連収入	施設賃貸料収入	他場の車券発売を行った場合の施設賃貸料収入（所有・管理施行者のみ記載）
			業務代行協力費等収入	他場の車券発売を行った場合の業務代行協力費等収入（民有場利用施行者のみ記載）
			事務協力費等収入	場間場外、専用場外等で他場の車券発売を行った場合の事務協力費等収入
			場間場外発売関連雑収入	併売・GP等定率委託で場外発売を受けた場合の収入（定率収入から関連する支出を差し引いた額）
		競輪場施設賃貸料収入		借上施行者からの施設賃貸料収入（売店・駐車場等の貸付収入を除く）
		預金等利子収入	預金利子収入	
			基金利子収入	
		物品売払収入		不用物品売払収入等（資産処分除く）
	その他雑収入		場外受託時の売店貸付収入等	
	その他の収入			指定重勝式勝者投票法の実施を停止した場合の収入、消費税等還付金、システム障害補償金、撤退補償金等

○省令第26条第2項第1号「競輪の開催による支出」

款	項	目	目細	摘要
開催費	職員人件費			開催に直接関係する職員の人件費（嘱託報酬、執務委員手当、執務員手当、残業手当、共済費等を含み、賞与を除く）給料、特殊勤務手当、職員手当、職員共済負担金等
	従事員人件費	車券関係従事員給（場内）		本場において車券関係業務のため、臨時に採用した従業員（以下「臨時従業員」という）に対する賃金及び手当（交通費含む）、共済費、一時金の額
		車券関係従事員給（場外）		場外車券売場において車券関係業務のための臨時従業員に対する賃金及び手当（交通費含む）の額
		その他の従事員給（場内）		本場において車券関係業務以外の業務のための臨時従業員に対する賃金及び手当（交通費含む）、共済費、一時金の額
		その他の従事員給（場外）		場外車券売場において車券関係業務以外の業務のための臨時従業員に対する賃金及び手当（交通費含む）の額
		従事員離職餞別金		臨時従業員に対する離職餞別金
		保険料		臨時従業員の健康保険、失業保険、労働災害保険に要する金額 被保険者負担分返納、場外雇用保険印紙、社会保険料、介護保険料、証紙等
		職員旅費		
	交際費			
	賞典費	選手賞金		普通賞金のみ計上
		出場手当等		出場手当、ナイター手当、落車棄権手当を計上
		日当宿泊費		出場選手に係る日当、宿泊費を計上
		その他		記録賞・敢闘賞・優秀選手賞・賞品等のほか、予備選手手当、先頭誘導員手当を計上
報償費	謝礼金		医師、看護師等に対する謝礼金の額	
	災害補償費		選手に対する傷害手当の額	
	傷害手当		観客及び臨時従業員に対する額	
	弔慰金		選手、観客及び臨時従業員に対する弔慰金の額	
	その他			
需用費	消耗品費		事務用品、諸用紙、薬品、電球等の消耗品の額（ファンサービス用のものを除く） 新聞代、本（雑誌）代、エンジンオイル、毛布代、宿舍用ふとん代、医薬品代、従事員制服代、紙コップ、メモ箱代、	

			コピー用紙、トイレットロール、鉛筆代、予想紙代、出走表設置箱、プリンター用品等
	燃料費		暖房用、自動車用の燃料の額 ガス代、ガソリン代、灯油代、重油代等
	食糧費		弁当代、食券代、飲物代、茶菓子代等
	印刷製本費		現像代、写真代、印刷製本費、開催要領印刷費、払戻伝票、発売納入伝票、特観席入場券（印刷費）、投票券用紙、帳票代、記録表代、ハガキ印刷代等
	光熱水費		電気、ガス、水道等の使用料金の額
	会議費		
	その他		
役務費	通信運搬費		郵便料、電信料、臨時電話架設料、運搬料（梱包材料、人夫賃等を一括運搬料として支払うもの）の額（ただし、自動車の借上料を除く） 電話料、インターネット回線使用料、小包送料、ハガキ代、切手代、運送料（宅配便）、放送受信料等
	銀行取扱手数料		
	自動車借上料		自動車の借上料の額（タクシーを含む。ファン送迎バスを除く）
	各種損害保険料		火災保険、傷害保険、動産保険等の各種損害保険料 観客傷害保険料、自動車損害共済分担金、火災保険料、自動車損害保険料、マネーガード保険料、自動車保険料、現金盗難保険料、公用車保険料等
	その他		クリーニング代、翻訳料、手数料、車両移動作業料等
委託料等	競技実施法人事務委託料	競技関係委託料	法第3条の規定により、競技関係事務を委託した場合の支払額
		宣伝関係委託料	法第3条の規定により、宣伝関係事務の全部又は一部を競技実施法人に委託した場合の支払額
		車券関係委託料	法第3条の規定により、車券関係事務の全部又は一部を競技実施法人に委託した場合の支払額
		場内整理・サービス関係委託料	法第3条の規定により、場内整理及びサービス関係事務の全部又は一部を競技実施法人に委託した場合の支払額
	場外車券発売事務代行その他経費	場間場外	場間場外を委託した施行者に対する事務経費、地元対策費、その他経費
		専用場外	専用場外売場等の事務委託費、地元対策費、その他経費

民間事業者への包括業務委託料		複数年契約の場合は当該年度の競輪事業の委託料相当額を記載
その他外部委託料	情報機器・発売機器メンテナンス費	投票機器保守料、場内放送設備保守点検料、オッズ用モニター保守点検料、電話設備保守点検料、システム点検委託料、ソフト変更料、投票業務機器保守委託料、衛星放送設備保守委託料等
	その他設備機器メンテナンス費	上記以外の諸設備、機器類のメンテナンス費 エレベーター保守委託料、電気設備保守点検料、消防用設備保守点検委託料、非常用発電機設備保守点検委託料、非常用蓄電池設備保守点検委託料、無停電電源装置保守点検委託料、警備用モニター保守点検料、FAX保守点検料等
	清掃業務委託料	清掃業務委託料、浄化槽検査手数料、浄化槽汚泥汲取料、汚水処理委託料、廃棄物処理手数料、ガラス清掃委託料、害虫駆除委託料、一般廃棄物処理業務委託料等
	警備業務委託料	保安管理委託料、機械警備委託料、警備委託料等
	上記以外の外部委託料	上記以外の外部委託料 芝生代、水質分析代、宿舍工事管理委託料、植木刈込料、出納業務委託料、おしぼり委託料、選手宿舍管理委託料、駐車場管理委託料、飲料サービス業務委託料、アルバイト委託料、交通誘導委託料、除排雪業務委託料、競走路保守点検業務委託料、従事員健康診断委託料、従事員給与計算委託料、飲料水検査手数料等
施設・設備関係費	競輪場（本場）借上料	本場の借上料の額
	場外車券売場借上料（競輪場）	他場で場外車券発売を行った際の施設借上料
	場外車券売場借上料（専用）	専用場外車券売場等の施設借上料
	土地・建物等賃借料	宿舍土地借上料、土地借上料、駐車場借上料、看板用地借上料等
	備品費	情報・発売関係機器以外の什器・備品の購入費（10万円未満）及びリース料の支払額 消火器、空気清浄機使用料、玄関マット借上料、机椅子、エアコン、観葉植物リース料等

	修繕費		1件当たり10万円の未満の自動車及び器具等の修繕費 (維持管理費、洗濯代を含む) トイレ修繕手数料、自動車車検代、修繕材料費、補修費等
情報提供及び発売関係費	場外システム 利用料等		施行者が直接支払う場外システム利用料等 通報システム使用料、ナイター競輪利用料金、VIS情報 提供システム利用料、システム賃借料、次世代システム利 用料等
	情報・発売関連 機器等リース 料		トータルゼータ機器及びシステム、自動発売機・払戻機、 両替機、大型映像機器及びシステム、オッズ表示装置その 他情報・発売関連機器等のリース料、投票業務機器リース 料、装置借上料(選手紹介用、実況用、ビデオテープ・DVD レコーダー等の録画再生機、テレビモニタ、スローVTR)、 紙幣・硬貨計数機使用料、システム機器使用料等
	その他情報提 供関係経費		上記以外の情報提供関係費 マルチプロジェクション委託料等
広報・販売促 進料	開催広告関係 費		新聞・テレビ・ラジオ・ポスター等による開催告知のため の宣伝広告費及び出走表の印刷費看板代、ポスター、宣伝 広告料、広告看板取替代、懸垂幕、掲示板、入場口装飾看 板、新聞広告掲載料、広告掲載料、看板書替料、横断幕代、 テレビ広告放送料、ラジオ開催告知放送料、レースガイド、 ポスター版下の制作費、車両広告掲示料、広告看板書替料、 ポスター掲示料、出走表印刷費、能力表の印刷費、出場選 手掲示板制作費等
	広報関係費		衛星放送料(スピードチャンネル等)、実況放送料(CA TV及び地上波等)、テレビ等番組制作料、電光ニュース 放映料、ラジオ放送料、テレビ放映料、FM放送料、衛星業 務委託料、ホームページ経費、インターネットライブ配信 料、実況放送・解説委託料、BRONSEシステム利用料 等
	販売促進費		ファン向けサービス・イベント・粗品・送迎バス等の販売 促進等に係る諸経費 ファンサービス粗品、来場者記念品、クオカード製作代、 宣伝広告用粗品、競輪カレンダー費、ファン送迎バス借上 料、各種イベント開催費、初心者教室委託料、レディス教 室委託料等
負担金・補助 金	全国競輪施行 者協議会分担 金	定額分担金	年会費及び目的競輪分担金を含む
		競輪選手関係 分担金	選手共済会助成分担金、事故防止対策事業助成分担金、年 金助成分担金、選手参加旅費分担金

		相互補償基金 分担金	相互補償基金規定に基づく分担金
		情報システム 分担金	情報システム利用料
		電話投票シス テム分担金	電話投票システム利用料
		特別分担金	特別競輪等を実施した場合の分担金
		電話投票特別 分担金	特別競輪等を実施した場合の分担金
		C T C 運営分 担金	サイクルテレホン事務センター運営分担金
		その他分担金	国際競輪分担金等
	地区協議会等 分担金		地区協議会等への分担金 暴追負担金、従事員共済会負担金、社会保険協会費負担金、 事故防分分担金、〇〇地区協議会会費、〇〇地区協議会分担 金、小規模競輪場施行者連絡協議会分担金等 ※清掃、警備等委託料に該当する分を除く
	選手会助成金 等		地元選手会に対する助成金、補助金、開催指導員手当等 選手会助成金、選手会指導者講習会補助金、強化合宿補助 金、自転車競技記録会補助金、〇〇地区自転車競技大会補 助金等
	地元対策費		地元対策等に要する費用 〇〇地区周辺対策補助金、周辺私道舗装工事等
	開催経費負担 金支出		重勝式レース共同開催に伴い、本場施行者に支払った負担 金
	支払利子		当該競輪開催に要する借入金支払利子の額
諸支出金	返還金		
	払戻金	払戻金	今開催の車券売上金額のうち実際に払戻した金額と、払戻 金相当額(指定重勝式勝者投票法における今開催で発生し た加算金)を計上
		払戻金補足金	
	勝者投票	誤計算支出	事故不足金
	事故金	その他	
	競輪振興法 人交付金額	第1号交付金 額	法第16条第1項第1号の規定による交付金の額
		第2号交付金 額	法第16条第1項第2号の規定による交付金の額

	第3号交付金額	法第16条第1項第3号の規定による交付金の額
公課費		消費税等各種税金、その他

○省令第26条第2項第2号「自転車競技法第3条第2号に規定する事務の受託に係る支出」

款	項	目	目細	摘要
開催外支出	総務費・議会費	職員人件費		開催支出として計上したもの以外の職員人件費(賞与は本科目で計上する)
		賃金		
		旅費		
		交際費		
		報償費		
		需用費		
		役務費		
		委託料等		
		使用料・賃借料		
		備品購入費		
		償還金等利子		
		公課費		
		その他支出		

2. 省令第28条の赤字額の認定について

(1) 省令第28条第1項の申請書は別紙1の様式とし、添付する資料として別添1、別添2及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項に規定する監査委員の監査結果又は公認会計士等による監査報告書(以下「監査報告書」という。)を添付して提出すること。

- ① 交付金の交付期日を過ぎた交付金(「当該赤字年度中に自転車競技法第16条第1項の規定により交付した同項第1号又は第2号の規定による交付金(同条第2項に規定する期間内に交付しなかつた交付金(経済産業省令で定めるやむを得ない理由により当該期間内に交付しなかつたものを除く。)(法第17条)」)は、赤字還付の「対象交付金」の対象とはならないので、申請書の「別紙1」の「4. 当該年度に交付した自転車競技法第17条第1項に規定する対象交付金の額」からは除外すること。
- ② 申請書の別紙1の「5. 当該年度の自転車競技法第17条第1項に規定する赤字額」が当該年度の対象交付金額を超える場合は、その対象交付金額を記入すること。
- ③ 監査報告書において、別添1の当該年度の競輪事業の収入額・支出額を確認できない場合は、競輪事業の収入額・支出額が確認できる資料を併せて添付すること。

(2) 省令第28条第2項の事業収支改善計画は別紙2の様式とする。

(3) 認定の申請は、自転車競技法第17条第1項に規定する赤字年度の翌年度の10月31日までに提出すること。ただし、監査報告書を申請書と同日に提出できない場合については、監査報告書は12月10日までに提出すること。

(4) その他必要に応じて提出書類を求めることがある。

3. 省令第29条の対象交付金の還付について

省令第29条の競輪施行者の請求申請書は別紙3の様式とする。

(別紙1)

経済産業大臣 殿

年 月 日
施 行 者 名

自転車競技法第17条第2項に基づく赤字額の認定について

年度競輪事業について、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり赤字額についての認定を申請します。

記

1. 競輪を開催した年度
2. 当該年度の競輪事業収入額
3. 当該年度の競輪事業支出額
4. 当該年度に交付した自転車競技法第17条第1項に規定する対象交付金の額
5. 当該年度の自転車競技法第17条第1項に規定する赤字額

1. 年度 競輪の開催による収入額

(単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) (2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催収入】				
入 場 料				
車 券 発 売 金 額				
場 内 車 券 発 売 額				
場 外 車 券 発 売 額				
場 間 場 外 発 売 額				2以上の場外車券売場を使用した場合は、売場別車券発売金額の内訳を付記すること
専 用 場 外 発 売 額				2以上の場外車券売場を使用した場合は、売場別車券発売金額の内訳を付記すること
電 話 投 票 車 券 発 売 額				
車 券 発 売 副 収 入				
払 戻 金 端 数 切 捨 収 入				
勝 者 投 票 事 故 収 入				
誤 計 算 収 入				
そ の 他				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
雑 収 入				
時 効 収 入				
そ の 他				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
施 設 貸 付 等 収 入				
施 設 貸 付 収 入				
開 催 経 費 負 担 金 収 入				

2. 年度 自転車競技法第3条第2号に規定する事務の受託に係る収入額

(単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) (2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催外収入】				
競 輪 事 業 収 入				
場 間 場 外 発 売 関 連 収 入				
施 設 貸 貸 料 収 入				
業 務 代 行 協 力 費 等 収 入				
事 務 協 力 費 等 収 入				
場 間 場 外 発 売 関 連 雑 収 入				
競 輪 場 施 設 貸 貸 料 収 入				
預 金 等 利 子 収 入				
預 金 利 子 収 入				
基 金 利 子 収 入				
物 品 売 払 収 入				
そ の 他 雑 収 入				収入の具体的内容及びその明細を記載すること
そ の 他 の 収 入				収入の具体的内容及びその明細を記載すること

3. 年度 競輪の開催による支出額

(単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) (2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催支出】				
開 催 費				
職 員 人 件 費				
従 事 員 人 件 費				
車 券 関 係 従 事 員 給 (場 内)				延人員数を付記すること
車 券 関 係 従 事 員 給 (場 外)				延人員数を付記すること
そ の 他 の 従 事 員 給 (場 内)				延人員数を付記すること
そ の 他 の 従 事 員 給 (場 外)				延人員数を付記すること
従 業 員 離 職 餞 別 金				
保 険 料				内訳を付記すること
職 員 旅 費				
交 際 費				
賞 典 費				
選 手 賞 金				
出 場 手 当 等				
日 当 宿 泊 費				
そ の 他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
報 償 費				
謝 礼 金				
災 害 補 償 費				
傷 害 慰 手 金				内訳を付記すること
そ の 他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
需 用 費				
消 耗 品 費				
燃 料 費				
食 糧 費				
印 刷 製 本 費				
光 熱 水 費				
会 議 費				内訳を付記すること
そ の 他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
役 務 費				
通 信 運 搬 費				
銀 行 取 扱 手 数 料				
自 動 車 借 上 料				
各 種 損 害 保 険 料				
そ の 他				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
委 託 料 等				
競 技 実 施 法 人 事 務 委 託 料				
競 技 関 係 委 託 料				
宣 伝 関 係 委 託 料				
車 券 関 係 委 託 料				
場 内 整 理 ・ サ ー ビ ス 関 係 委 託 料				
場 外 車 券 発 売 事 務 代 行 そ の 他 経 費				
場 間 場 外 専 用 場 外				
民 間 事 業 者 へ の 包 括 業 務 委 託 料				
そ の 他 外 部 委 託 料				
情 報 機 器 ・ 発 売 機 器 メ ン テ ナ ンス 費				
そ の 他 設 備 機 器 メ ン テ ナ ンス 費				
清 掃 業 務 委 託 料				
警 備 業 務 委 託 料				
上 記 以 外 の 外 部 委 託 料				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
施 設 ・ 設 備 関 係 費				
競 輪 場 (本 場) 借 上 料				競輪場内総売上高に対する割合及び内訳を付記すること
場 外 車 券 売 場 借 上 料 (競 輪 場)				
場 外 車 券 売 場 借 上 料 (専 用)				
土 地 ・ 建 物 等 賃 借 料				
備 品 費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
修 繕 費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
情 報 提 供 及 び 発 売 関 係 費				
場 外 シ ス テ ム 利 用 料 等				
情 報 ・ 発 売 関 連 機 器 等 リ ー ス 料				
そ の 他 情 報 提 供 関 係 経 費				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
広 報 ・ 販 売 促 進 料				
開 催 広 告 関 係 費				
広 報 関 係 費				
販 売 促 進 費				

負	担 金 ・ 補 助 金			
	全 国 競 輪 施 行 者 協 議 会 分 担 金			
	定 額 分 担 金			
	競 輪 選 手 関 係 分 担 金			
	相 互 補 償 基 金 分 担 金			
	情 報 シ ス テ ム 分 担 金			
	電 話 投 票 シ ス テ ム 分 担 金			
	特 別 分 担 金			
	電 話 投 票 特 別 分 担 金			
	CTC 運 営 分 担 金			
	そ の 他 分 担 金			支出の具体的内容及びその明細を記載すること
	地 区 協 議 会 等 分 担 金			
	選 手 会 助 成 金			
	地 元 対 策 費			
開 催 経 費 負 担 金 支 出				
支 払 利 子 金				
諸 支 出				
返 還 金			場内、場外等内訳を記入すること	
払 戻 金				
払 戻 金 補 足 金				
勝 者 投 票 事 故 金				
誤 計 算 支 出				
そ の 他			支出の具体的内容及びその明細を記載すること	
競 輪 振 興 法 人 交 付 金 額				
第 1 号 交 付 金 額				
第 2 号 交 付 金 額				
第 3 号 交 付 金 額				
公 課 費			支出の具体的内容及びその明細を記載すること	

4. 年度 自転車競技法第3条第2号に規定する事務の受託に係る支出額 (単位：円)

費目区分	前年度 (1)	〇〇年度 (2)	増減率(%) (2)÷(1)× 100-100)	備 考
【開催外支出】				
総 務 費 ・ 議 会 費				
職 員 人 件 費				
賃 金				
旅 費				
交 際 費				
報 償 費				
需 用 費				
役 務 費				
委 託 料 等				
使 用 料 ・ 賃 借 料				
備 品 購 入 費				
償 還 金 等 利 子 費				
公 課				
そ の 他 支 出				支出の具体的内容及びその明細を記載すること
地方公共団体金融機構納付金(※)				

※「5. 年度 地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出額」を記載する。

5. 年度 地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2に規定する
地方公共団体金融機構に納付する支出額

円

「別添2」

年度 対象交付金額の内訳明細書

	対象交付金額 (円)			競輪開催が 終了した日 (年月日)	交付金を交 付した日 (年月日)
	第1号交付金額	第2号交付金額	計		
第1回 営 競輪					
第2回 営 競輪					
§	§	§	§	§	§
第 回 営 競輪					
計					

(注) 交付金を交付した日は、振込日とする。

(別紙2)

経済産業大臣 殿

年 月 日
施 行 者 名

自転車競技法施行規則第28条第2項の規定に基づく競輪事業収支改善
計画について

自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第28条第2項の規定に
基づき、下記のとおり、競輪事業収支改善計画を作成し提出します。

記

1. 直近2年度の競輪事業の収支

年度	競輪事業収入額	円
	競輪事業支出額	円
	収入額－支出額	円

年度	競輪事業収入額	円
	競輪事業支出額	円
	収入額－支出額	円

2. 競輪事業の収支改善のための基本指針

3. 競輪事業の収支改善のために講ずる具体的措置

4. 上記の措置による競輪事業の収支改善効果

5. 今後3年度の競輪事業の収支見通し

年度	競輪事業収入額	円
	競輪事業支出額	円
	収入額－支出額	円

年度	競輪事業収入額	円
	競輪事業支出額	円
	収入額－支出額	円

年度	競輪事業収入額	円
	競輪事業支出額	円
	収入額－支出額	円

(別紙3)

公益財団法人 J K A
会長 殿

年 月 日
施 行 者 名

自転車競技法第17条第3項の規定に基づく対象交付金の還付について

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、対象交付金の還付を請求します。

記

1. 競輪を開催した年度
2. 当該年度の還付請求額
3. 当該年度の経済産業大臣の認定を受けた赤字額
4. 当該年度の対象交付金の額